

所定疾患施設療養費について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護保険視閲において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から肺炎や尿路感染症などの疾患を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。
当施設では、所定疾患療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、利用の実施状況を報告致しております。

条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった方に対し、利用管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に 1 回に連続して 7 日間を限度として、月 1 回に限り算定するものであって、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定する事は認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできません。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること
肺炎
尿路感染
帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあつては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算算定状況を報告すること。

【主な治療内容】

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗菌剤の内服・点滴 レントゲン（連携病院等にて実施） 水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行います
尿路感染	血液検査、尿検査、抗菌剤の内服・点滴 水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行います
帯状疱疹	抗ウイルス剤点滴 疼痛に対する投薬治療 創部の保護及び処置

